

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	勝央町 33622
地域名 (地域内農業集落名)	吉野地区 (豊久田上・豊久田中・豊久田下・田井・美野・曾井・大岩・上香山集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	391 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	391 ha
② 田の面積	272 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	119 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	89 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	316 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域における水田の主な作物として水稻・黒大豆・野菜等、畠地では主にぶどうがあげられる。加えて複数の畜産経営体も存在しており、それと連携した飼料作物等の栽培も盛んに行われている。ぶどうについては、町内外を問わず新規就農者の受け入れを積極的に行っている一方で、地域全体の人口は減少傾向にあり、それに伴って農業者の年齢構成も高齢化の様相を呈しており、専業・兼業を問わず後継者や新たな農地の担い手の育成・確保が課題となっている。また、一定数のほ場が基盤整備済みとなっているが、一部基盤整備ほ場が荒廃状況にあることが見受けられることから、優良農地の維持及び荒廃した優良農地の復旧について検討を進める必要がある。また、気象条件の変動等に起因する各種作物の収量低下が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内の住民を中心にそれぞれが耕作していくことを基本とし、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地利用していく体制の構築を図る。加えて、地区の状況を踏まえて、農業機械の共同利用や集落農の発足・経営拡大も視野に入れ、専業・兼業を問わず、持続可能な体制の模索を進める。また、作物については、従来どおり、水稻・黒大豆を中心とした作付けを行っていくとともに、畜産農家と連携した飼料作物等の作付けを推進していく。それと同時に、飼料作物等の収穫体制の構築について検討を進める。また、担い手や農地所有者の意向を地域で共有することで、基盤整備が実施された優良農地の流動化を進める。ぶどうについては、従来の取組を継続し、新規就農者の受け入れを進めるとともに、受け入れ体制の発展について検討を進め、関係機関が連携して産地拡大を目指す。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
今後も現在の耕作者が耕作を続けていく意向を示しているが、高齢化により離農する可能性が高く、そのような農地を担い手に集積する。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 18 % 将來の目標とする集積率 23 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
耕作できなくなった農地については、地域の担い手へ集積を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域の担い手への農地集積も推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構での貸借制度の周知を行うとともに、担い手等の経営意向を把握しつつ農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組
基本的には基盤整備は行わず、現状の状態を維持する。将来の営農及び土地利用を行う上で、農地の大区画化又は灌漑施設等の再整備は検討していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
担い手を中心とし農業を継続していくとともに、地区内外の農業者や新規就農者との意見交換を行い関係機関と連携していく地区外等の新規就農者の受け入れも前向きに検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①侵入防止柵の設置や捕獲を検討していく。
- ③大型草刈り機・ドローンなど省力化に向けた機械の導入を検討していく。
- ⑤ぶどうなどの新規就農者を受け入れ体制を整えていく。
- ⑨畜産農家と連携し飼料作物等の作付けを進めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		ha	ha	ha	ha	ha	ha		
計	0経営体	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行なうことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。